

停電のお知らせ

月日	停電時間	停電区域
3月22日	9時00分～12時00分	押切駅前、池之島、根、思川
3月28日	9時00分～15時00分	中条、上沼野、新田、真代新田

一 畜犬登録・予防注射実施

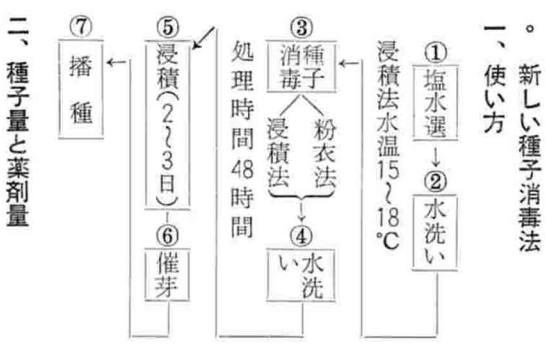
- 4月19日 10時30分～12時、役場前 13時30分～14時、末宝公会堂
- 当日の経費  
登録手数料 300円  
注射料 340円  
注射済証 60円
- 当日印鑑持参のこと

**昭和49年度**  
栄養教室生徒募集!!  
村では、昭和四十九年度栄養教室の生徒を次の要領で募集いたしますので多数応募してください。  
募集人員 二十名  
応募者の資格  
◆ 年齢 四十五才までの人で既婚者に限る。  
◆ 最低受講期間 昭和四十九年四月から翌年三月までの間(十回開講)、最低八割以上の出席が可能であること。

◆ 受講終了後の資格  
受講終了者には、終了証書及び食生活改善推進委員の委嘱状が交付され、地区の指導者としての資格が与えられます。  
◆ 受講費用 無料  
◆ 応募の期限 三月三十一日まで  
◆ 応募先 役場保健衛生課  
※ そのほか不明な点については保健衛生課へおたずねください。

**課税台帳の縦覧**  
4月11日～4月30日まで  
固定資産税課税台帳の縦覧は、例年三月一日から三月二十日まで行っていましたが、今年度は地方税法の一部を改正する法律の成立が遅れているため、縦覧期間を次の通りとしましたので多数  
縦覧期間  
四月十一日より四月三十日まで。(役場の執務時間中)  
縦覧場所  
役場税務課  
おいでください。

ことしの稲作準備はお済みですか!!  
◇ 種子をたしかめて名札をつけましょう



一、使用上の注意  
製品(ペンレート水和剤)の使用法で使用しないよう注意してください。  
① 塩水選後水洗いし水切りをしたのち消毒。  
② 消毒はビニール袋に入れてよくまぶし、消毒中(四八時間)は袋の口を閉めておく。  
③ 消毒時間中二〜三回以上袋を反転する。  
④ 消毒が終わったら種子をよく水洗いする。  
※ その他、詳細については、役場、普及所、農協へおたずねください。

卒業・入学・就職・転勤に

**住所を異動したら**  
14日以内に届けを  
これから、入学や就職あるいは、転勤などで人の異動が激しくなります。あわただしさにまぎれて住民異動届けが忘れがちになりますが、必ず十四日以内に届けましょう。自分の住んでいる市町村の住民基本台帳に登録されていないと、選挙があっても投票することができなかつたりするなどの、いろいろ都合の悪いことがでてきます。村外へ住所を移される方は、あらかじめ役場住民福祉課で  
◆ 本年から種子消毒剤がかわります  
従来の、種子消毒には水銀剤のウスブルン、ルベロンなどを重点的に使用されておりましたが、本年からの種子消毒剤は使用できません。十分ご注意ください。  
したがって従来のウスブルン、ルベロンなどに変わり、今年から新しくペンレート水和剤二〇が種子消毒剤として使用されることになりましたので、次の点について十分注意し、使用してください。

種子重量(乾燥穀)に対する薬剤量	消毒方法	薬剤名
5 kg	粉衣法	ペンレート水和剤20%
4 kg	粉衣法	ペンレート水和剤20%
3 kg	粉衣法	ペンレート水和剤20%
2 kg	粉衣法	ペンレート水和剤20%
1 kg	粉衣法	ペンレート水和剤20%
種籾(乾燥穀) 1 kg	粉衣法	ペンレート水和剤20%
25 g	粉衣法	ペンレート水和剤20%
20 g	粉衣法	ペンレート水和剤20%
15 g	粉衣法	ペンレート水和剤20%
10 g	粉衣法	ペンレート水和剤20%
5 g	粉衣法	ペンレート水和剤20%
種籾(乾燥穀) 1 kg	浸漬法	ペンレート水和剤20%
45 g	浸漬法	ペンレート水和剤20%
36 g	浸漬法	ペンレート水和剤20%
27 g	浸漬法	ペンレート水和剤20%
18 g	浸漬法	ペンレート水和剤20%
9 g	浸漬法	ペンレート水和剤20%
種籾(乾燥穀) 1 kg	浸漬法	ペンレート水和剤20%
9.0 l	浸漬法	ペンレート水和剤20%
7.25 l	浸漬法	ペンレート水和剤20%
4.5 l	浸漬法	ペンレート水和剤20%
3.6 l	浸漬法	ペンレート水和剤20%
1.8 l	浸漬法	ペンレート水和剤20%

広報 なかのしま

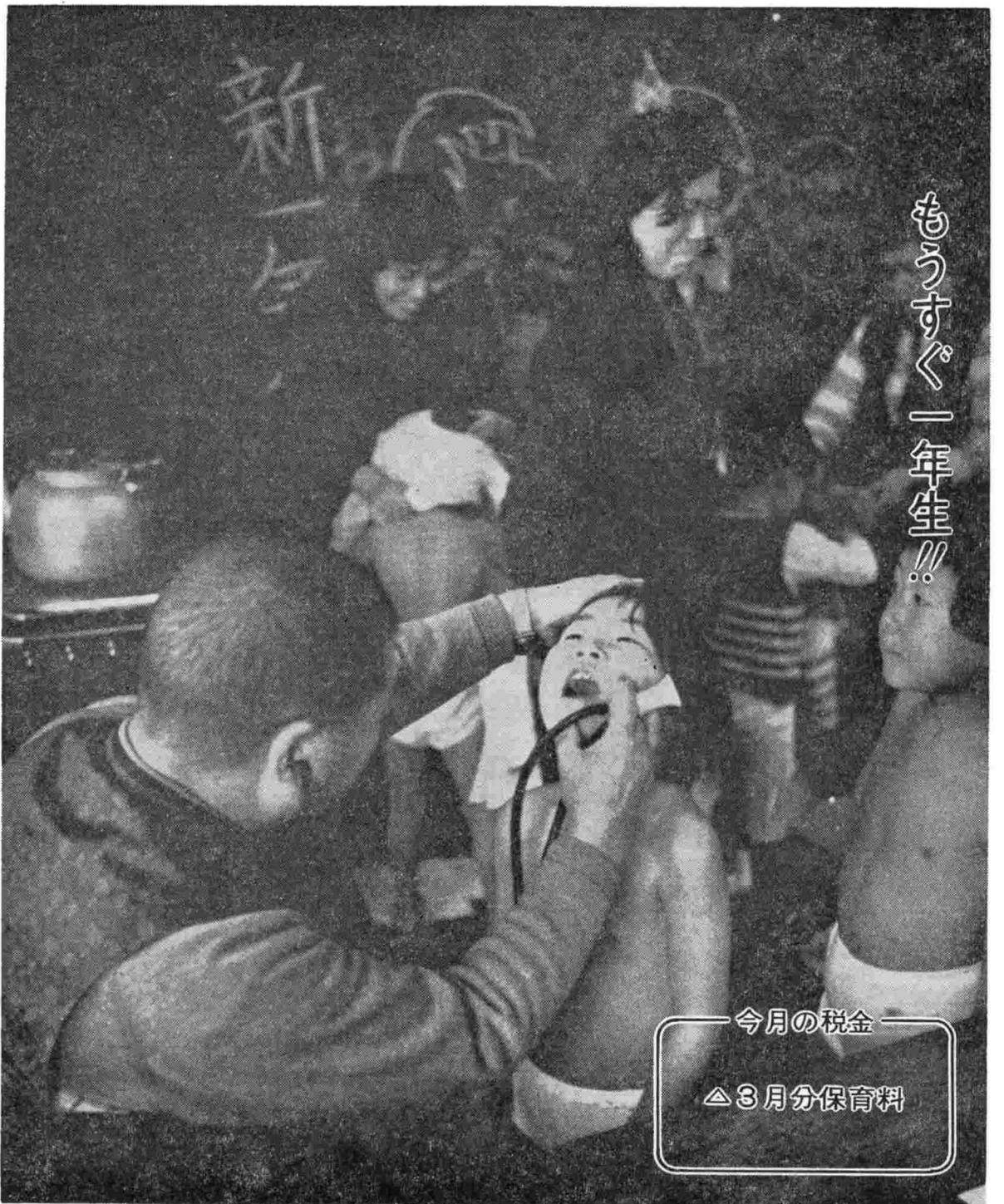
3月号 南蒲原郡中之島村役場

人口のうごき

3月1日現在

( )内は2月1日との比較

人口	11,500人 (-5)
男	5,599人 (-2)
女	5,901人 (-3)
世帯数	2,189 (-3)



もうすぐ一年生!!

編集と発行・役場企画課

今月の税金  
△ 3月分保育料

### 新入学児・園児を交通事故から守りましょう

## 春の交通安全運動実施

4月6日～4月15日まで

春の交通安全運動が四月六日から四月十五日までの十日間全国に実施されます。今回の運動は、歩行者事故、とくに新入学児、園児それに幼児などの事故防止を最重要目標として行われますので各家庭や車の運転者は、子供のとびだしなどには十分注意し、期間中はもとより期間後も悲しい交通事故の撲滅をはかりましょう。そこで、交通事故の撲滅を図る

### 【子供には実地で、正しい交通ルールの習慣を】

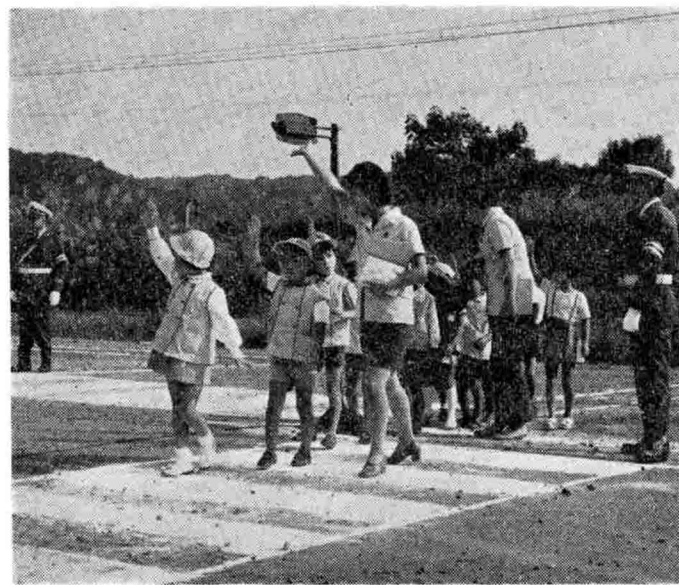
来月からいよいよ新入学児・園児の通学・通園が始まります。かわいらしい子供が交通事故でけがをしたり、生命を失なったりすることは、どなたも望まぬことではありません。子供達が、きちんと停車した車の前を安心した様子で歩いて行く姿は、見ていてもほほえましいものです。反対に、横断歩道を渡ろうとして左右を見ている真剣な顔をしり目に、スピードを上げて通り過ぎる車を見ると怒りさえ感

には、道路交通法がいくら改正されても、その法律が、直接私たちの大切な命を守ってくれるものではありません。みんな法律をよく守り「正しい運転、正しい歩行」をして、はじめて恐い交通事故をなくすることが出来るのです。次の点を十分認識し、交通事故のない明るく毎日を通いましょう。

### 【車は急にとまりません。自分に適合したスピードで】

車の運転者は自分の力に適合した方法で車を運転し、いつでも停止できるように常に心掛けておくことが大切です。

「横断歩道」ハイ、手をあげて!!



昭和48年度交通事故発生状況

区	分	昭和48年	昭和47年	増減数
全 国	件数	586,104	659,283	-73,179
	死者	14,574	15,918	-1,344
新 潟 県	件数	787,498	889,198	-101,700
	死者	12,708	14,154	-1,446
見附警察署管内	件数	390	444	-54
	死者	16,219	18,121	-1,902
中之島村	件数	222	238	-16
	死者	8	8	0
見附警察署管内	件数	277	279	-2
	死者	54	53	+1
中之島村	件数	2	1	+1
	死者	82	66	+16

特に信号機のない横断歩道など、ちょっとした不注意によって、歩行者をはねたりすることがあります。子供の横断や老人の横断などには、充分注意し、歩行者の妨害とならないような運転をしましょう。○バイクの運転にはヘルメットを。自動二輪車、バイク等を運転されるときは、かならずヘルメットを着用してください。

### ◇心身障害児について

春の訪れとともに入学式シーズンが近づいてきました。新しいランドセルや制服などを用意してもらって、入学式の日を指折りかぞえている可愛い子どもさんが、皆さんの身近にもいることと思います。ところが、気の毒なことに、体や心に障害があるため、小学校へ入学できない子どもさんもいることを忘れてはなりません。その不幸な子どもさんが、うれしそうに入学式へ行く近所の子どもさんを見て「私も学校へ行く」と親御さんにせがんだり、何と云って入学のできないことを納得させたらよいのでしょうか。また、こうした子どもさんを持つご家庭の皆さんにとって、入学式がこの世にあることをどれほど呪い、恨んでいらっしゃるでしょうか。

さて、一口に心身の障害と言いますが、これには、視覚、聴覚、精神薄弱（以下精薄と言います）、肢体不自由、病弱虚弱、言語、情緒の障害といろいろあります。これらの災難を重複して背負っている気の毒な子どもさんもいます。そして、その数は、小中児童生徒の三七％、全国で約五十四万人と云われています。「すべて国民は、法律の定め

### 心身障害児

## 「この子らをして世の光たらしめよう」

### 村教育委員会

るところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利」は、基本的人権の一つとして憲法で保障されています。ところが、さいわいに、盲学校や聾学校、養護学校、特殊学級でその能力や障害に応じた教育を受けている者は、心身障害児児童（以下障害児といいますが）のうち約三十一・九％、約十七万人と云われています。まだまだ障害児に対する教育の光の弱く、これは否定できない事実であります。

附、南蒲原地区を指定して来ました。そこで、この指定を受けた三南地区では、地区内各市町村教育長や学識経験者で「地区特殊教育推進協議会」を組織し、特殊教育推進のための条件整備や事業推進等について検討してきました。そして、各市町村ではそれぞれ「実行委員会」を組織し、各市町村の特殊教育の充実のために具体的な活動を推進していくことになりました。

### ◇県の「特殊教育推進地区」の指定

この度、県はこの障害児に対する教育（以下特殊教育と言います）の充実振興の一方策として、全県を十四の地区に分け、年次計画で「特殊教育推進地区」を指定することを計画いたしました。そして、その最初の指定地区として、本年度と来年度の二ヶ年間、三条、加茂、見

### ◇村の「実行委員会」について

そこで、村教育委員会は、「中之島村心身障害児教育推進実行委員会」の発足を準備いたしております。以下、検討中の案の概略について述べてみます。まず「目的」は、村内に在在する障害児の教育の推進を図ることといたします。この目的を達成するための「事業」として、次のことがらを行ないます。

- 1、村内の障害児の実態をよく調査します。
- 2、この障害児教育のためには、関係の機関や団体をはじめ、広く村民各位の暖かいご理解と協力を必要といたします。そこで、地域社会への啓発運動を行ないます。
- 3、障害児の教育の内容、方法等について研究します。現在、わが村には特殊学級がありません。軽度の精薄児の教育のためには特殊学級がぜひ必要だと言われています。今後この開設について研究するとともに、開設のための条件整備をいたします。
- 4、障害児とその保護者の持っている悩みや問題点等についてよく相談のつてやり、障害児が、明るく、すこやかに学習できるように指導いたします。
- 5、障害児やその保護者の願いは「社会的自立」にあると思っております。そのために特に進路指導に力をつくします。この会の「構成」は、村教育委員、各学校の校長先生と障害児教育係の先生、障害児の保護者代表、学識経験者の方々から構成して委嘱したいと思っております。また、事業達成のために、必要によっては専門委員会を設けることも考えています。

### ◇最後に

ある職場で、特殊学級出身の子どもさんが就職して来てからその職場が明るくなったということがあったそうです。それはその子どもさんが学級で挨拶をしっかりと続けられ、職場でもその挨拶をまじめに、しっかりとやっているうちに、他の人もそれを見習い、職場全体の挨拶がよくなって来たからだそうです。障害児に対し「この子らに世の光を」と言われたことから、近ごろは「この子らをして世の光たらしめよう」と言われるようになって来ました。ひとりの障害児は、個人の福祉ということだけではなく、社会全体の幸福につながる重要なことだと思えます。どんな子どもさんでも、たとえ知恵が遅れていたり、心身に障害のある子どもさんでも、みなすばらしい人間としての価値を持っています。その価値を引き出し、伸ばしてやうて、生きることに自信と喜びを与え、すこしでも社会の進歩向上に貢献しようという心を持たせるのが教育の仕事だと思えます。皆さんの、特殊教育に対する暖かいご理解とご協力をお願いします。

見舞金の内訳		
等級	災害の程度	金額
1等級	死亡した場合	500,000円
2等級	自賠責施行令別表の等級区分の1級各号に掲げる傷害の場合	300,000円
3等級	治療を要した期間が6月をこえ、かつ、入院30日以上をこえ、実治療日数90日以上をこえるもの	100,000円
4等級	治療を要した期間が5月をこえ、かつ、入院21日以上をこえ、実治療日数75日以上をこえるもの	80,000円
5等級	治療を要した期間が4月をこえ、かつ、入院14日以上をこえ、実治療日数60日以上をこえるもの	65,000円
6等級	治療を要した期間が3月をこえ、かつ、入院7日以上をこえ、実治療日数45日以上をこえるもの	50,000円
7等級	治療を要した期間が2月をこえ、かつ、入院通院の実治療日数30日以上をこえるもの	35,000円
8等級	治療を要した期間が1月をこえ、かつ、入院通院の実治療日数が15日以上をこえるもの	20,000円
9等級	入院、通院の実治療日数7日以上をこえるもの	5,000円

### 年間350円

## 安い掛金で大きな保障

### 家族全員で交通災害共済に加入を

万一の場合と加入会員相互の助け合いのためにもご家族全員の加入を推進するために、近く嘱託員を通じて昭和四十九年度の加入をお願いいたしますので一人でも多く加入してください。

本村における昨年の交通共済加入状況は、十二月末日現在で六千二百二十七名となっており、会費は二百四十四万四千四百五十円納入していただきました。

また、昨年四月から本年一月末日までの間に不幸にして事故にあわれ、見舞金を受けられた方は十九名で、その見舞金総額は百八十二万円となっております。(加入会費の約八十四パーセントです)

村民のみならず、この制度を十分ご理解され、現在加入されている方はもとより、今までも加入されていなかった方々も出来るだけ多く加入してください。

**加入資格**  
本村に住んでおられる方ならどなたでも年令に制限がなく加入出来ます。

## 隣にも声かけあってよい防火

### 春季火災予防運動

4月1日～4月7日まで



ちょっとした不注意が 一瞬のうちに反に!!

新潟県及び中之島村では、昭和四十九年春の火災予防運動を四月一日から四月七日までの一週間にわたって実施します。

この運動は、火災が発生しやすく、また、季節風等により大火になりやすい時期を迎えるにあたり、村民一人一人の火災予防思想の高揚をはかり、火災を防止し、火災による死傷者の発生を防止することを目的として実施されるものです。

そこで、本村における昨年の出火件数は四件発生し、その損害額は約四千二百万円となっております。また、一月から四月にかけての火災出火件数は全体の約半数をしめており、このうち、死者四人と村消防史上最悪な記録となっております。

大切な人命や大事な財産を灰にするようなことのないよう次の点に十分注意しましょう。

◇ わが家の避難点検をもう一

4月1日～4月7日まで

火災による死傷者事故の大半が避難対策のたてかたに原因があると言われています。

家庭内における避難対策には特に重点をおき、次の事項を中心として家庭の避難点検をもう一度たしかめましょう。

・老人、子供、病弱者などの就寝場所が避難しやすい場所であるかどうか見直しましょう。

・家族が話し合って火災が起った場合の避難経路などを決めておきましょう。

◇ たばこの投げ捨てと寝たばこの防止

例年火災原因の上位を占めているのは、たばこによる火災です。喫煙中のたばこの温度はこ

存じでしょうか。約七〇〇度までに達するそうです。

その高温の火源が喫煙者の不注意、不始末によって火災の原因になって、十分認識し、たばこの投げ捨て及び寝たばこの防止をはかりましょう。

◇ 外出、就寝前の火の元点検の習慣を

外出や就寝中の火災は、発見が遅れ大規模な火災になりやすく、また人命損傷の危険も高くなるため、行楽シーズンを迎えるにあたり外出前の火の元の点検を励行するとともに就寝前には必ず火の元の点検を行ないましょう。

◇ 野火火災の防止

これから春先にかけて各地で

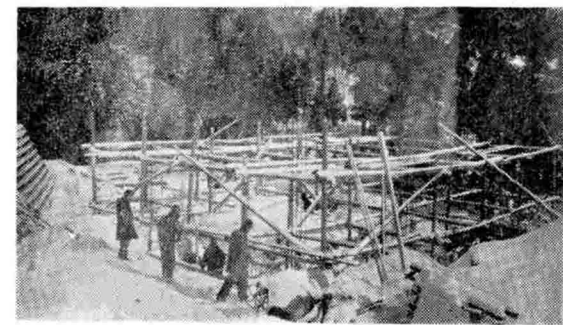
野火がおこなわれますが、空気も非常に乾燥し、気象や地形の状況等により、特異な延焼形態を示すことが多くあります。

火災防ぎよ上、水利及び進入路等が不便であることから、小火が大火となります。家屋のある場所での野火をする場合は十分な注意を払い、必ず番人をつけてください。

◇ 火災発生時の通報連絡は明確に

火災発生時の通報連絡は簡明瞭に場所、火災の状況等をご連絡ください。

火災発生時の通報連絡は六局二一九番(役場)へ!!



## 共同火葬場「無憂苑育場」

### 異常豪雪で建設遅れる

#### 完成は5月上旬の予定

三島郡与板町・和島村と共同で建設計画が進められていた、共同火葬場「無憂苑育場」は昨年十二月末日に完成し、操業開始をみる予定でありましたが、一部建設位置の悪寒と今冬の異常豪雪のため、工事が相当遅れております。

完成予定は五月上旬頃になる見込みです。

◇ 会費

一人年額三百五十円です。(四月一日以降に加入されても同額です)

◇ 共済期間

毎年四月一日から、翌年三月三十一日までです。(途中加入された方は、会費を納入された日の翌日から共済期間が始まります)

◇ どのようなとき見舞金が支払われるか

1. 自動車、バイク、自転車、荷車等運行中の人身事故。
2. 歩行中車にはねられたり、ひかれたりしたとき。

◇ 見舞金

見舞金の支払額は次によりますが、無免許または飲酒運転、そのほか故意によるものや、重大な過失があった場合は見舞金が支払われないことがあります。

### 生かして使おうこの一票

## 不在者投票は3月27日から!!

不在者投票の出来る期間は告示日から選挙の前日までと決められています。

したがって、今回の選挙で不在者投票の出来る期間は二十七日の告示日から投票日の前日四

月二十日までの二十五日間ということとなります。

不在者投票の出来る人

投票日の当日、中之島村以外で職務のために投票することができない人や、やむを得ない用

## 県知事選挙の投票日

### 4月21日(日曜日)

このほど、県選挙管理委員会では、任期満了に伴う県知事選挙の日程について公表いたしました。

これによると、告示が三月二十七日投票日は四月二十一日(日)となっております。

この選挙は、わたしたちが直接政治に参加するばかりではななく、大切な機会です。

政治をよくし、わたしたちの県や村を豊かな住みよいところにするかどうかは、わたしたちの一票によって決められます。

一票の責任は大きいのです。新聞、テレビ、選挙公報を、自分の目で見て、聞いて、自分の考えで、悔いのない投票をしましょう。

また、いまから計画をたて、棄権のないようにいたしましょう。

政治をよくし、わたしたちの県や村を豊かな住みよいところにするかどうかは、わたしたちの一票によって決められます。

一票の責任は大きいのです。新聞、テレビ、選挙公報を、自分の目で見て、聞いて、自分の考えで、悔いのない投票をしましょう。

また、いまから計画をたて、棄権のないようにいたしましょう。

◇ 不在者投票の場所

選挙管理委員会事務局(役場二階)で時間は、午前八時三十分から午後五時までです。

土曜日、日曜日でも受付いたしますので、不在者投票をされる人は、印鑑を持って時間内においでください。

※ そのほか不明な点は村選管におたずねください。